

改正 平成31年3月13日 原規規発第1903133号 原子力規制委員会決定

発電用原子炉施設の設置（変更）許可申請に係る運用ガイド（原規技発第13061919号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月13日

原子力規制委員会

発電用原子炉施設の設置（変更）許可申請に係る運用ガイドの一部改正
について

発電用原子炉施設の設置（変更）許可申請に係る運用ガイドの一部を別添新旧対照表のように改正する。

附 則

この規程は、平成31年4月2日から施行する。

(別添)

発電用原子炉施設の設置（変更）許可申請に係る運用ガイド（原規技発第 13061919 号（平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会決定））
新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>4. 発電用原子炉設置許可申請書に係る記載について</p> <p>4. 1 (略)</p> <p>4. 2 実用炉則第 3 条第 1 項第 2 号の「発電用原子炉施設の位置、構造及び設備」に係る記載</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備</p> <p>1) (略)</p> <p>2) 核燃料物質貯蔵設備の構造及び貯蔵能力</p> <ul style="list-style-type: none">・核燃料物質貯蔵設備とは、例として新燃料貯蔵庫、新燃料貯蔵プール、使用済燃料貯蔵プール及び使用済燃料貯蔵輸送容器等をいう。・新燃料及び使用済燃料を貯蔵する設備を区別して記載することとする。・設備構成及び貯蔵能力について記載することとする。なお、使用済燃料の貯蔵設備については、臨界防止、漏えい監視、水位、水温及び燃料等の落下時の機能維持等に係る設計上の考慮について記載することとする。・使用済燃料貯蔵輸送容器は、放射線遮蔽、崩壊熱除去及び閉じ込め機能監視に係る設計上の考慮について記載することとする。・<u>設置許可基準規則第 2 条第 2 項第 4 1 号に規定する兼用キャスク</u>については、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和 53 年総理府令第 57 号）第 21 条第 2 項の規定による容器の設計に関する原子力規制委員会の承認及び炉規	<p>4. 発電用原子炉設置許可申請書に係る記載について</p> <p>4. 1 (略)</p> <p>4. 2 実用炉則第 3 条第 1 項第 2 号の「発電用原子炉施設の位置、構造及び設備」に係る記載</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備</p> <p>1) (略)</p> <p>2) 核燃料物質貯蔵設備の構造及び貯蔵能力</p> <ul style="list-style-type: none">・核燃料物質貯蔵設備とは、例として新燃料貯蔵庫、新燃料貯蔵プール、使用済燃料貯蔵プール及び使用済燃料貯蔵輸送容器等をいう。・新燃料及び使用済燃料を貯蔵する設備を区別して記載することとする。・設備構成及び貯蔵能力について記載することとする。なお、使用済燃料の貯蔵設備については、臨界防止、漏えい監視、水位、水温及び燃料等の落下時の機能維持等に係る設計上の考慮について記載することとする。・使用済燃料貯蔵輸送容器は、放射線遮蔽、崩壊熱除去及び閉じ込め機能監視に係る設計上の考慮について記載することとする。 <p>(新設)</p>

法第59条第3項の規定による容器に関する原子力規制委員会の承認を受けているものを設置する旨を記載することとする。

3) (略)

(5) ~ (10) (略)

4. 3 ~ 4. 5 (略)

3) (略)

(5) ~ (10) (略)

4. 3 ~ 4. 5 (略)